

## 【 一般定期健康診断 】

### ■ 結核健康診断(労働安全衛生規則第 46 条)

一般健康診断等で結核のおそれがあると診断された労働者に対しては6ヶ月後に結核健康診断を行わなければなりません。

---

#### 検査項目

- (1) エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査
  - (2) 聴診、打診その他必要な検査
- 

- 医師が必要ないと認める時に省略できる項目
  - 聴診、打診
- 記録保存：5年
- 報告義務：無し